

## ○大府市アピランスケア支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がん治療による外見変貌を補完する医療用ウィッグ又は乳房補整具（以下「補整具」という。）の購入に係る経済的負担の軽減を図るため、がん患者に対し、予算の範囲内において交付する大府市アピランスケア支援補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 医療用ウィッグ がん治療に伴う脱毛に対応するために一時的に着用するウィッグ（かつら）をいう。
- (2) 乳房補整具 外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補整下着、補整パッド又は人工乳房（乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) がんと診断され、その治療を受けた者又は現に受けている者
- (3) がん治療に起因する脱毛又は外科的治療等による乳房の変形に対する補整具を購入していること。
- (4) 過去に愛知県内の市町村から、同種の補整具について、愛知県がん患者アピランスケア支援事業費補助金を利用した補助を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定により算定した補助金の額に10円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額を補助金の額とする。
- 3 補助金の交付回数は、補助対象者1人につき、補整具の種類ごとに1回とする。

(補助の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大府市アピランスケア支援補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、第3号に掲げる書類については、申請者の同意を得て本市で確認が可能な場合は、省略できるものとする。

- (1) がん治療を受けたこと又は現に受けていること及びがん治療に伴う脱毛又は外科的治療等による乳房の変形を証明する書類

- (2) 補整具の購入に係る領収書
- (3) 住民票の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 申請書の提出期限は、補整具を購入した日の翌日から1年以内とする。

3 規則第10条の規定に基づき行う実績報告は、第1項の規定による交付申請をもってこれに代えるものとする。

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、相当と認めたとときは、補助金の交付を決定しなければならない。

2 前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、大府市アピアランスケア支援補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、大府市アピアランスケア支援補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに、補助金を交付するものとする。

(関係台帳の整備)

第8条 市長は、補助金の交付の決定の状況を明らかにしておくため、大府市アピアランスケア支援補助金台帳（第4号様式）を備え、必要な事項を記載するものとする。

(個人情報の取扱い等)

第9条 市は、本事業の実施に当たっては、個人情報の取扱いに充分留意するとともに申請者及びその家族の心情に充分配慮した対応を取るものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第6条の規定による交付の決定を受けた者については、この要綱の失効後も、この要綱の規定に基づき、補助金の交付を受けることができる。

別表（第4条関係）

| 補助対象経費                          | 補助金の額                            |
|---------------------------------|----------------------------------|
| 医療用ウィッグ（同時購入した頭皮保護用ネットを含む。）の購入費 | 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（3万円を上限とする。） |
| 乳房補整具の購入費                       | 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（5万円を上限とする。） |

備考 補助対象経費は、令和4年4月1日以降に購入した補整具に係るものに限る。